

法テラス白書（平成28年度版）の発刊に寄せて

日本司法支援センター（法テラス）は、国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充するため、平成18年4月に設立され、今日に至るまで、情報提供を始め民事法律扶助、国選弁護等関連、犯罪被害者支援、司法過疎対策、さらに、東日本大震災法律援助などの業務を展開してまいりました。

業務開始から10年目となった平成28年度は、コールセンター（法テラス・サポートダイヤル）における情報提供件数は累計338万件に達し、民事法律扶助業務における法律相談援助件数は累計250万件を超え、援助件数も累計100万件を突破しました。これらの数値は、法テラスが国民の皆様にとって身近な相談窓口として定着してきていることの表れであると思っております。

さて、平成28年6月には、被疑者段階における国選弁護の対象を勾留された全事件に拡大することなどを内容とする刑事訴訟法の一部改正法が公布されたほか、総合法律支援法の一部改正法が公布されました。この改正総合法律支援法では、法テラスの業務として、新たに、大規模災害の被災者に対する無料法律相談援助（以下「被災者法律相談援助」という。）のほか、認知機能が十分でない高齢者・障がい者等（以下「特定援助対象者」という。）や、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助等が追加されました。

このうち、被災者法律相談援助に関する部分は、平成28年7月1日に他の改正条項に先行して施行され、平成28年熊本地震に適用されました。本白書のTOPICでも触れていますが、法テラスでは同日から熊本地震の被災者の方々に対する資力を問わない無料法律相談を開始し、その件数は平成28年度中に約1万件に達しました。

未施行となっていた特定援助対象者及びDV等被害者に対する資力を問わない法律相談援助等に関する部分の施行日は平成30年1月24日であり、これら法律相談援助が実施されることで、高齢化社会や、深刻な被害に進展するおそれの大きいDV、ストーカー、児童虐待などの問題に対応して、法的援助を求めにくい方々がより司法へアクセスしやすくなることが期待されています。法テラスでは、現在、円滑な施行に向けて関係機関と連携しつつ、対応体制を整えているところであり、また、平成30年6月までに施行予定の、先に述べました被疑者国選弁護対象事件拡大にも十全に対応できるよう準備を進めているところです。

このように、法テラスの果たすべき役割は年々拡大しておりますが、職員は一丸となってこれらの業務に取り組み、国民の皆様の御期待に応えてまいりたいと考えております。

この法テラス白書を御一読いただくことで、関係機関を始めとして広く国民の皆様に法テラスの活動を深く知っていただければ幸いです。併せて、今後とも、法テラスに対する一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年10月吉日

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠